

「SGS 香港」「Intertek 香港」「SGS タイ」の ST 海外検査機関への指定及び

それに伴う措置について

1. ST 第 3 部（化学的特性）の検査について、これまで香港の 2 検査機関（CMA、HKSTC）が実施した試験成績書の受入を認めてきましたが、新たに、香港については 2 検査機関（SGS 香港、Intertek 香港）、タイについては 1 検査機関（SGS タイ）について、ST 第 3 部（化学的特性）の試験成績書の受入を認めることとなりましたのでお知らせします。

1. 「SGS 香港」・「Intertek 香港」・「SGS タイ」の 3 検査機関を新たに ST 制度の海外検査機関に追加指定します。（平成 22 年 9 月 27 日理事会決定）
2. 上記 3 検査機関は、平成 23 年 1 月 1 日から ST 第 3 部（化学的特性）試験申請の受付を開始します。
（同日以降に上記 3 検査機関で申請受付・発行された ST 第 3 部の試験成績書は、国内 ST 検査機関で受理されます。）
3. これに伴い、玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱第 11 条第 2 項（海外検査機関の指定）は、別紙 1 のとおり改定になります。（上記 3 検査機関を追加して記載）

2. 追加指定に伴う、海外検査機関の試験成績書の取扱の変更（海外検査機関による「ST 判定シート」への記入、及び試験成績書への添付）

これまで、国内 ST 検査機関は、海外検査機関の試験成績書について、検査項目の漏れや検査結果の点検等を自発的に行ってきましたが、来年から、当該点検措置は行わないことになりました。

つきましては、それに代わって、海外検査機関は、試験結果をもとに「ST 判定シート」（別紙 2）に検査結果を記入し、試験成績書に添付して申請者に渡すこととなりますので、申請者は、（試験成績書及び）当該「ST 判定シート」を、国内 ST 検査機関に提出して下さい。（従来の海外検査機関（CMA、HKSTC）の試験成績書についても同様の扱いとなります。）

国内 ST 検査機関は、「ST 判定シート」の判定内容を ST システムに転記入力し、それをもとに ST 基準適合判定がなされます。

(注) 海外検査機関の試験成績書及びこの判定シートは、申請者の責任で ST 検査に提出して頂くものです。ST 検査においては、海外検査機関の試験成績書の記載内容等の説明責任は申請者にあります。

試験成績書に検査漏れ等の不備等があり、この判定シートの判定が誤っている場合には、日本玩具協会と申請者との間では、この判定に基づいた ST マークは無効となります。(日本玩具協会と消費者との間では、その旨を公表するまでは、ST マークは有効なものとして取り扱われます。)

上記の場合の ST マーク無効により必要となる各種対応は、一次的に、申請者において対応して頂くこととなります。

(*) これまで「暫定措置」(平成 20 年 10 月 6 日 臨時理事会決定)により、これらの検査機関の行う食品衛生法の検査を、該当する ST 検査に認めてきましたが、この指定に伴い、暫定措置は本年末をもって終了することになりました。

(来年からは、食品衛生法の試験成績書のままでは ST 検査に受け入れられません。海外検査機関に、One test Two reports 方式により ST の試験成績書を作成してもらい、それを国内 ST 検査機関に提出して下さい。)

なお、本年末までに「暫定措置」に基づいて申請を行った案件は、(試験成績書の発効日が来年 1 月以降であっても)、ST 検査で受け入れられます。

(**) 国内 ST 検査機関の検査件数が減少し、ST 検査機関の地位を維持することが難しい状況になったときは、ST 検査機関の申請により、海外検査機関の試験成績書の受入を一定期間停止する等の措置が講じられることがあります。

(***) 3 検査機関の試験成績書の受入は、当初の半年間は試行の扱いです。

【別紙 1】

玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定案）

【国内又は海外の検査機関の実施した検査結果の受入れ】

第 11 条 協会は、指定検査機関以外の国内の検査機関又は海外の検査機関を指定して、当該指定機関が S T 基準の一部（S T 基準第 3 部「化学的特性」に限る。）について基準適合検査を行うことを認め、検査の日から 1 年以内限り、当該検査機関の行う検査の結果を、指定検査機関の検査結果として受入れるものとする。

2. 前項の指定は、下記のとおりとする。

名 称	連 絡 先
Hong Kong Standards and Testing Center	10, Dai Wang Street, Taipo Industrial Estate, NT, Hong Kong, China
CMA Industrial Development Foundations Limited	Room 1302, Yan Hing Center, 9-13 Wong Chuk Yeung Street, Fo Tan, N. T. Hong Kong
(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内
<u>Intertek Testing Services Hong Kong Limited</u>	<u>6/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road, Kowloon, Hong Kong</u>
<u>SGS Hong Kong Limited</u>	<u>28F, Metropole Square, 2 On Yiu Street, Siu Lek Yuen, Shatin, N.T., Hong Kong</u>
<u>SGS Thailand Limited</u>	<u>41/23 Soi Rama III 59, Rama III Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok 10120 Thailand</u>

3. 指定検査機関は、その実施する S T 基準適合検査において、検査の申請者から、第 1 項の検査機関の実施した検査結果の提出があったときは、当該検査結果に係る検査を省略するものとする。
4. 第 1 項の検査機関の実施した検査結果を指定検査機関に提出する場合にあっては、検査の申請者は、指定検査機関が、当該検査結果を S T 基準適合検査のための資料として円滑に事務処理をすることができるよう、必要な注意を払わなければならない。
5. 第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条の規定は、第 1 項の検査機関に準用する

(付則 平成 22 年 9 月 27 日施行)

この改定（制度要綱第 11 条の改定）は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

【別紙 2】

ST Judgment Sheet to be prepared by the Foreign Testing Body

海外検査機関による ST 判定シート

Name of Foreign Testing Body (検査機関名)

Date of Judgment (Date of the issuance of the test report)

(判定日 (試験成績書の作成日))

Judgment ST Part 3 (Chemical Properties)

(ST 第 3 部 (化学的特性) の判定)

- 1.12 Harmful material, Food Sanitation (有害物質、食品衛生)
- 1.1 Coloring matters (着色料)
- 1.2 PE, PVC
- 1.3 Decalcomania, folded papers and rubber-made toys
(うっし絵、折り紙、ゴム)
- 1.4 Vinyl chloride resin coating (塩化ビニル樹脂塗装)
- 1.5 Paint coating (その他塗装)
- 1.6 Formaldehyde (ホルムアルデヒド)
- 1.7 Soap bubble solution (シャボン液)
- 1.8 Ink and the like used for the graphic instruments
(書画用品に使用されているインク類)
- 1.9 Phthalate compound (フタル酸エステル類)
- 1.10 Rubber pacifiers (ゴム製おしゃぶり)
- 1.11 Metals used for toy (玩具に用いられた金属)

Note from JTA to Applicants :

The judgment of this sheet will be transferred into the “ST System” by the Designated Testing Body to which this sheet is submitted, and will be used for the judgment of the ST Standard conformity.

(Test reports and this “ST Judgment Sheet” by Foreign Testing Bodies shall be submitted to Designated Testing Bodies for the ST conformity test on the Applicants’ responsibility. On the ST conformity test, Applicants are held accountable for the test reports by the Foreign Testing Bodies.)

Japanese Designated Testing Bodies will not check the test results or missing parts on the test reports by Foreign Testing Bodies on which this “ST Judgment Sheet” is based.

If it is found later that the test reports are not correct or necessary tests are missed, etc, which leads to the error of the judgment by this sheet, the ST Mark issued based on this judgment shall become void between the JTA and the applicant.

(The ST Mark shall be deemed still valid between the JTA and a consumer until this is announced.)

Any necessary measures which should be taken due to the invalidation of the ST Mark as above shall be primarily addressed by the applicant.

日玩協から申請者への注意 :

この判定シートの判定内容は、これを提出する日本の ST 検査機関において ST システムに入力され、ST 基準適合判定に利用されます。

(海外検査機関の試験成績書及びこの判定シートは、申請者の責任で ST 検査に提出して頂くものです。ST 検査においては、海外検査機関の試験成績書の記載内容等の説明責任は申請者にあります。)

なお、日本の ST 検査機関は、この判定の元になった海外検査機関の試験成績書について、検査項目の漏れや検査結果の点検は行いません。

試験成績書に検査漏れ等の不備等があり、この判定シートの判定が誤っている場合には、日本玩具協会と申請者との間では、この判定に基づいた ST マークは無効となります。

(日本玩具協会と消費者との間では、その旨を公表するまでは、ST マークは有効なものとして取り扱われます。)

上記の場合の ST マーク無効により必要となる各種対応は、一次的に、申請者において対応して頂くこととなります。